

市内公共施設使用料の減免について

令和8年8月1日現在

1. 対象施設

減額又は免除の対象とする施設は、その取扱いを個別に行う個別施設と、1つのグループで同じ取扱いをすることのできる集約施設に分けております。

(1) 個別施設及び問合せ先は、次のとおりです。

施 設 名	問 合 せ 先	施 設 名	問 合 せ 先
久喜総合文化会館	21-1799	勤労福祉センター	85-1111(商工観光課)
菖蒲文化会館	87-1377	労働会館(あやめ会館)	85-1055
栗橋文化会館	52-3221	ふれあいセンター久喜	25-1010
コミュニティ広場(屋外ステージ)	58-1111 (鷺宮行政センター地域振興係)	健康福祉センター	53-1111(社会福祉課栗橋福祉係)
緑風館(しみん農園久喜内)	85-1111(農業振興課)	総合体育館 第1体育館・第2体育館	21-3611
花と香りのふれあいセンター	85-1111(農業振興課)		

(2) 集約施設(個別施設以外)の内容及び問合せ先は、次のとおりです。

集 約 名 称	施 設 名	問 合 せ 先	集 約 名 称	施 設 名	問 合 せ 先
集会所	東町集会所	22-1111 (市民生活課)	老人福祉センター	菖蒲老人福祉センター	85-1205
	太田集会所			鷺宮福祉センター	58-6666
	本町集会所		都市公園	青葉公園	21-3611 (総合体育館)
	栗原記念会館			清久公園	
	花みずき会館			総合運動公園	
				森下緑地グラウンド	
コミュニティセンター	久喜中央コミュニティセンター	21-1550		菖蒲運動公園	85-0117(菖蒲運動公園管理棟)
	青葉コミュニティセンター	21-8030 (久喜東コミュニティセンター)		南栗橋近隣公園	52-2831(テニスコート管理棟)
	久喜東コミュニティセンター	25-5321		桜田運動公園	59-2288 (鷺宮温水プール)
	清久コミュニティセンター	85-1111 (菖蒲行政センター地域振興係)		沼井公園	
	菖蒲コミュニティセンター	85-1111	プール	菖蒲温水プール	87-2616
	森下コミュニティセンター	85-7811		栗橋B&G海洋センター	52-5510
	栗橋中央コミュニティセンター	52-0061		鷺宮温水プール	59-2288
	栗橋コミュニティセンター	55-1122	体育施設	栗橋B&G海洋センター	52-5510 (栗橋B&G海洋センター)
	鷺宮中央コミュニティセンター	58-8144		南栗橋スポーツ広場	
	鷺宮東コミュニティセンター	58-1111 (鷺宮行政センター地域振興係)		鷺宮体育センター	59-7770
	鷺宮西コミュニティセンター			鷺宮運動広場	59-2288(鷺宮温水プール)
	桜田コミュニティセンター	48-6411	※施設名の「久喜市」は省略し、例規上の施設名称で表記しています。		

2. 利用団体等

減免又は免除の対象となる利用団体等につきましては、減額又は免除する団体の区分をわかりやすくするため、次の7区分としております。

- (1) 地域団体・市民活動団体(町内会・自治会、小・中学校PTA、子ども会、保護司会、青少年健全育成団体、自主防災組織、教養的各種サークル団体、学習グループ、市民グループ等)
- (2) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会
- (3) スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会
- (4) 障がい者又はその介護者で組織する団体
- (5) 農業協同組合、土地改良区等類似する団体
- (6) 商工会及び商工団体
- (7) その他の団体(次の5団体が対象となります。どの団体が対象となるかは、留意事項欄で確認してください。)
 - ・勤労者及び勤労者の組織する団体
 - ・農園又は学童体験農園の利用者
 - ・農業者又は農業者が組織する団体
 - ・生活保護の適用を受けている者
 - ・重度心身障害児・者及びその父母

3. 減額又は免除の基準

対象施設の減額又は免除については、原則として、「施設の設置目的に沿った利用であり、公益を目的として利用する場合にかぎり使用料を減額又は免除の対象」とします。そのため、趣味的な活動(スポーツ、カラオケ、囲碁・将棋、茶・華道等)による利用では減額又は免除とならない施設もあります。また、減額又は免除を受けるためには申請等の手続を行う必要がある施設もあります。

(1) 減額又は免除の基準(利用目的から見た場合)

減額又は免除	利 用 目 的	利用団体区分	対 象 施 設	留 意 事 項
免除	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	集会所、コミュニティセンター、コミュニティ広場(屋外ステージ)、ふれあいセンター久喜、勤労福祉センター、健康福祉センター	① コミュニティセンターの免除は、次のいずれかの場合に限る ・市など行政機関から協力要請を受けて、各種団体が施設を使用する場合 ・複数の団体が組織する実行委員会等が、福祉・社会奉仕等の市民活動で施設を利用する場合 ・地域団体が、伝統芸能等の伝承・保存等の活動でコミュニティセンターを使用する場合 ② ふれあいセンター久喜の免除は、(1)のうち自治会、地区コミュニティ協議会及び自主防災組織が利用する場合に限る ③ 勤労福祉センターの免除は、(1)のうち自治会が利用する場合に限る ④ 健康福祉センターの免除は、健康増進又は福祉向上の活動で、(1)のうち市など行政機関から協力要請を受けて、各種団体が大広間を使用する場合に限る
		(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会	集会所、コミュニティセンター、コミュニティ広場(屋外ステージ)、菖蒲文化会館、栗橋文化会館、ふれあいセンター久喜、健康福祉センター、勤労福祉センター、緑風館、花と香りのふれあいセンター	① 緑風館、花と香りのふれあいセンターの免除は、(2)のうち社会福祉協議会が利用する場合に限る ② 健康福祉センターの免除は、大広間を利用する場合に限る
		(5)農業協同組合、土地改良区等類似する団体 (7)その他の団体	集会所、コミュニティ広場(屋外ステージ)、勤労福祉センター、緑風館、花と香りのふれあいセンター	① 緑風館の(7)の免除については、農園又は学童体験農園の利用者、農業者又は農業者が組織する団体が利用する場合に限る
		(6)商工会及び商工団体 (7)その他の団体	勤労福祉センター	① (7)の免除については、勤労者及び勤労者で組織する団体が利用する場合に限る
	・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	集会所、都市公園、プール、体育施設、コミュニティ広場(屋外ステージ)、ふれあいセンター久喜、健康福祉センター	① 都市公園、プール及び体育施設の免除は、年間1大会を限度とする ② ふれあいセンター久喜の免除は、(3)のうち個別の団体(構成団体)は含めない ③ 健康福祉センターの免除は、健康増進又は福祉向上の活動で、(2)が大広間を使用する場合に限る
	・各施設で利用可能な事業等	(4)障がい者又はその介護者で組織する団体 (7)その他の団体	集会所、プール、健康福祉センター、老人福祉センター	① 健康福祉センターの免除は、健康増進又は福祉向上の活動で、(4)の団体が大広間を使用する場合、及び障がい者個人でトレーニングルームを利用する場合に限る ② 老人福祉センターの(7)の免除については、生活保護の適用を受けている者、重度心身障害児・者及びその父母が利用する場合に限る
減額(50%)	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会 (6)商工会及び商工団体	コミュニティセンター、労働会館、花と香りのふれあいセンター	① コミュニティセンターの減額は、(1)及び(3)が次の目的で利用する場合に限る ・公益を目的としている団体が、総会、役員会、専門部会(懇親会等は除く)で使用する場合及び各団体が学んだ知識を、知識や技能を広く一般市民を対象に講座や研修会、講演会等の開催のために使用する場合 ② 労働会館の減額は、(1)のうち自治会及び(2)、(6)が利用する場合に限る ③ 花と香りのふれあいセンターの減額は、公益的団体が市又は市の執行機関の後援を得ている場合に限る(後援の確認ができる書類を申請時に添付) ④ コミュニティセンターの減額は、(6)が次の目的で利用する場合に限る ・一般市民を対象に講座や研修会、講演会等の開催のために使用する場合
	・各施設で利用可能な事業等	(4)障がい者又はその介護者で組織する団体	コミュニティセンター、久喜総合文化会館、菖蒲文化会館、栗橋文化会館、総合体育館、都市公園、体育施設、勤労福祉センター、労働会館、緑風館、花と香りのふれあいセンター	

※集約施設を太字で表記しています。詳細は上述の「1. 対象施設」を参照してください。

※利用団体区分の詳細については、上述の「2. 利用団体等」を参照してください。

(2) 減額又は免除の基準(対象施設から見た場合)

減額又は免除	対 象 施 設	利 用 目 的	利 用 団 体 区 分	留 意 事 項
免除	集会所	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会 (5)農業協同組合、土地改良区等類似する団体 (7)その他の団体	
		・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	
		・各施設で利用可能な事業等	(4)障がい者又はその介護者で組織する団体 (7)その他の団体	
	コミュニティセンター	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	①(1)及び(3)の免除は、次のいずれかの理由で利用する場合に限る ・市など行政機関から協力要請を受けて、各種団体が施設を使用する場合 ・複数の団体で組織する実行委員会等が、福祉・社会奉仕等の市民活動で施設を利用する場合 ・地域団体が、伝統芸能等の伝承・保存等の活動でコミュニティセンターを使用する場合
	菖蒲文化会館、栗橋文化会館	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会	
	ふれあいセンター久喜	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	①(1)の免除は、自治会、地区コミュニティ協議会及び自主防災組織が利用する場合に限る ②(3)の免除は、個別の団体は含めない
		・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	
	勤労福祉センター	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (5)農業協同組合、土地改良区等類似する団体 (6)商工会及び商工団体 (7)その他の団体	①(1)の免除は、自治会が利用する場合に限る ②(7)の免除は、勤労者及び勤労者の組織する団体が利用する場合に限る
	緑風館、花と香りのふれあいセンター	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (5)農業協同組合、土地改良区等類似する団体 (7)その他の団体	①(2)の免除は、社会福祉協議会が利用する場合に限る ②(7)の免除は、農園又は学童体験農園の利用者、農業者又は農業者が組織する団体が緑風館を利用する場合に限る
	都市公園	・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	①年間1大会を限度とする
	プール	・スポーツ大会等行事 ・各施設で利用可能な事業等	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会 (4)障がい者又はその介護者で組織する団体 (7)その他の団体	①(2)及び(3) は年間1大会を限度とする
	体育施設	・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	①年間1大会を限度とする

減額又は免除	対 象 施 設	利 用 目 的	利 用 団 体 区 分	留 意 事 項
	コミュニティ広場(屋外ステージ)	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会 (5)農業協同組合、土地改良区等類似する団体 (7)その他の団体	
		・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会	
	健康福祉センター	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会	①(1)の免除は、健康増進又は福祉向上の活動で、市など行政機関から協力要請を受けた各種団体が大広間を使用する場合に限る ②(2)及び(4)の免除は、健康増進又は福祉向上の活動で、大広間を使用する場合に限る ③障がい者個人でトレーニングルームを使用する場合に限る
		・スポーツ大会等行事	(2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会	
		・各施設で利用可能な事業等	(4)障がい者又はその介護者で組織する団体	
	老人福祉センター	・各施設で利用可能な事業等	(4)障がい者又はその介護者で組織する団体 (7)その他の団体	①(7)の免除は、生活保護の適用を受けている者、重度心身障害児・者及びその父母が利用する場合に限る
減額(50%)	労働会館	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等 ・各施設で利用可能な事業等	(1)地域団体・市民活動団体 (2)社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会 (4)障がい者又はその介護者で組織する団体 (6)商工会及び商工団体	①(1)の免除は、自治会が利用する場合に限る
	花と香りのふれあいセンター	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等 ・各施設で利用可能な事業等	(1)地域団体・市民活動団体 (4)障がい者又はその介護者で組織する団体	①(1)は、市又は市の執行機関の後援を得て利用する場合に限る(後援の確認ができる書類を申請時に添付)
	コミュニティセンター	・総会、役員会等各種会議等 ・講演会、講習会、各種相談会等 ・地区懇談会等 ・まちづくり・ボランティア活動等 ・各施設で利用可能な事業等	(1)地域団体・市民活動団体 (3)スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会 (4)障がい者又はその介護者で組織する団体 (6)商工会及び商工団体	①次の目的で利用する場合に限る ・公益を目的としている団体が、総会、役員会、専門部会(懇親会等は除く)で使用する場合及び各団体が学んだ知識を、知識や技能を広く一般市民を対象に講座や研修会、講演会等の開催のために使用する場合 ②(6)の減額は、一般市民を対象に講座や研修会、講演会等の開催のためにコミュニティセンターを使用する場合に限る
	久喜総合文化会館、菖蒲文化会館、栗橋文化会館、総合体育館、都市公園、 体育施設 、勤労福祉センター、緑風館	・各施設で利用可能な事業等	(4)障がい者又はその介護者で組織する団体	

※集約施設を太字で表記しています。詳細は上述の「1. 対象施設」を参照してください。

※利用団体区分の詳細については、上述の「2. 利用団体等」を参照してください。